

令和 8 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会 会議録

(要約筆記)

【会議の名称】 令和 8 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会

【日時・場所】 令和 8 年 4 月 8 日（水） 18:30～20:00
リーパスプラザこが交流館 1 階 103 洋室

【審議会次第】

1. 開会
2. 審議会成立の報告
3. 部会長あいさつ
4. 概要説明及び議事
 - (1) 第 2 次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について【別紙 1】
 - ・運動・スポーツに関する取組(R6～R7)
 - (2) 令和 7 年度市民体育館基本設計専門部会の会議報告【別紙 2】
 - ・市民アンケート調査【別紙 3】
 - ・ワークショップ【別紙 4】
 - ・アリーナ面積案【別紙 5】
 - ・千鳥ヶ池公園多目的グラウンド区割案【別紙 6】
 - (3) 令和 7 年度部活動地域展開専門部会の会議報告【別紙 7】
 - (4) 古賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱について【別紙 8】
 - (5) 古賀市認定地域クラブ活動補助金交付要綱について【別紙 9】
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 1 名

【出席委員等の氏名】

委員：本多壮太郎委員（会長）、吉永春男委員（副会長）、中野敏明委員、薄秀治委員、齋藤光範委員、花田亜紗美委員、平野貴代子委員、大森睦子委員、吉村大輔委員、安田充孝委員、末永誠二

委員、長崎英明委員、松尾恭子委員、村上恵美委員
事務局：生涯学習推進課 課長 割石明日香、生涯学習推進課 参事補
佐兼スポーツ振興係長 渋田孝治、その他 2 名
オブザーバー：文化課 課長 坂井由香、文化課 文化振興係長 平直美

【欠席委員の氏名】 伊藤一哉委員

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

【委員に配布した資料の名称】

- ・レジュメ
- ・第 2 次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について【別紙 1】
- ・令和 7 年度市民体育館基本設計専門部会の会議報告【別紙 2】
- ・市民アンケート調査【別紙 3】
- ・ワークショップ【別紙 4】
- ・アリーナ面積案【別紙 5】
- ・千鳥ヶ池公園多目的グラウンド区割案【別紙 6】
- ・令和 7 年度部活動地域展開専門部会の会議報告【別紙 7】
- ・古賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱について【別紙 8】
- ・古賀市認定地域クラブ活動補助金交付要綱について【別紙 9】

【審議会概要】

- ・第 2 次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について
- ・令和 7 年度市民体育館基本設計専門部会の会議報告
- ・令和 7 年度部活動地域展開専門部会の会議報告
- ・古賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱について
- ・古賀市認定地域クラブ活動補助金交付要綱について

【事務局による概要説明】

（第 2 次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について）

1 つ目の基本目標である子どもの運動機会の拡充の 1、運動あそびの推進として、地域や学校と連携したスポーツ体験を実施した。西っ子アンビシャス広場や玄界高校に協力をいただき、ホッケー教室を毎月実施しているほか、放課後子ども教室では走り方教室や運動教室などを開催した。2. 学校体育・運

動部活動の充実について、令和7年度から部活動地域展開に関する主管課が学校教育課から生涯学習推進課に移管しております。令和7年度は部活動地域展開に関する庁内会議の開催や、教員説明会、保護者説明会、地域クラブ立ち上げに関する説明会を開催し、取り組みを進めた。

2つ目の基本目標である、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進の1、スポーツへのきっかけづくりについて、毎年10月をスポーツ月間として定めている。市民が気軽にスポーツに触れることができるイベントとして、市民健康スポーツの日において、古賀市出身の元プロ野球選手、吉村氏の野球教室をはじめとした様々な事業を実施した。また、古賀市スポーツギネスの創設は、気軽にスポーツに挑戦できるきっかけづくりを目的としたもので、古賀市独自のスポーツイベントである。3. 健康づくりにつながる運動・スポーツについて、市民が気軽に参加できる機会として古賀市いききボールンピック大会を開催した。大会は予選会を行うことで参加しやすい形とし、予選会の会場には健康チャレンジ10か条の啓発など、健康づくりの意識向上に繋げた。

3つ目の基本目標である気軽にスポーツに関わることができる環境づくりについて、スポーツ施設の有効利用として、自治会やスポーツ団体の研修会として貸し出しを行ない、市民が身近にスポーツに親しめる環境づくりを進めた。2. 効果的な情報提供について、スポーツ団体ラインアカウント、市公式LINEや学校安心安全メールなどを活用し、スポーツ情報を発信している。学校行事等で施設が使用できなくなった際のお知らせに活用している。また、スポーツ団体を対象としたガバナンス研修を実施し、スポーツの現場におけるハラスメント防止など適切な指導に関する理解を深めるための取り組みを行った。

4つ目の基本目標である、スポーツをツールとした地域活性化の1、自治会や校区コミュニティにおけるスポーツ活動の充実について、地域交流スポーツ行事の実態把握を行い、今後のスポーツ行事の運営や支援の検討に活用するために実施し、3. 大規模国際大会を契機とした地域活性化では、外国籍住民のスポーツ活動の状況視察による取組状況の把握を行った。

【審議】

（齋藤委員）

地域交流スポーツ行事の実態把握は結果が不明で、内容が分かる資料をいただきたい。また、パラスポーツ体験会のバドミントンに行ったがボロボロのシャトルが見受けられた。

（事務局）

検討する。

（吉永委員）

パラスポーツ体験会はスポーツ協会が実施しており、そういうご意見をいただいたということは次回に向けての反省とする。

（吉永委員）

地域スポーツ行事のアンケートについて、生涯学習推進課と協議しながら、スポーツ協会でアンケートを作成した。行政区宛て11月にアンケートを配布し翌月の区長会で集めたが8割程の回答であり、要望、課題としてまとめている。アンケート結果に不十分な面があるため、最終的には全ての行政区の実態を把握したい。

（薄委員）

自治会は若い世代の方、お子さんがいらっしゃる世帯の方が多く退会しており、対象者が限定的となる。調査方法としては、小中学校を通してでないアンケート調査自体を全く知らない方が大半になってしまう。

（吉永委員）

今回のアンケートはスポーツ推進計画のために世代を超えて徴取することが目的であり、地域スポーツにどのようにスポーツ協会が関わるのかというテーマのもとに、1つは行政区の行事の実態、或いは校区コミュニティの行事の実態、そういった地域で行われる健康づくりを含めたスポーツの実態を把握するという目的で行った。また、多くの行政区が担い手不足となっており非常に悩ましいと感じている。

【事務局による概要説明】

（令和7年度市民体育館基本設計専門部会の会議報告について）

第1回から第3回の専門部会を通して、主に現況の市民体育館が狭小であるため、現状よりも広いアリーナが必要であるとの意見があった。また、広く意見を集約するために、市公式LINEおよび市民体育館窓口で市民アンケートを実施し、そのほか、誰でも参加可能である自由参加型ワークショップを実施した。どちらにおいても、現状の市民体育館よりも大きい規模の体育館を望む意見が目立った。市民アンケート、およびワークショップで挙げた課題や

意見については別紙３、４を参照。

これらで挙げた主な課題や意見を鑑み、新しい市民体育館の概要および機能設備を考え、今後の市民体育館基本設計に必要な基礎資料とする。事務局で考えた新しい新体育館の概要は、建築面積は１，４２０㎡以上、構造は２階建て、建築高さは１０～１８ｍ程度を想定。機能設備について、アリーナ面積を１０１３．１㎡、空調設備の導入、観客席を個別席、階段席を検討、トイレを多目的トイレ含む各階１ヶ所の２ヶ所以上、更衣室、シャワー室、会議室、防災倉庫１ヶ所以上として想定。アリーナ面積の算定資料は別紙５アリーナ面積案を参照。専門部会において、現在の市民体育館はバドミントンコートの間隔が狭小であること、中央部に設置された間仕切りネットとの間隔が狭小であること、バスケットゴールと体育館壁面との間隔が狭小であることが意見として挙げたことから、それらの間隔を広げることで面積を算出し、現況の市民体育館のアリーナ面積８３７㎡に対して、新しい市民体育館のアリーナ面積を１０１３．１㎡として算出した。

新しい市民体育館の建築面積を１，４２０㎡以上、構造を２階建てとして想定していることから、延床面積は２，０００㎡以上となることが想定される。その場合、観客席やトイレ、駐車場は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１５条に基づく一定の条件が付されるため、基本設計に反映させることに留意する必要がある。

別紙６の区割り案について、芝生広場が約３，０４５㎡、駐車場面積が６，２３１㎡、新市民体育館敷地面積は約２，４１９㎡となっており、新しい市民体育館の建築面積は１，４２０㎡以上と想定していることから、新しい市民体育館の建築にあたっては十分な建築面積を確保できると考える。今後はこの区割り案を基に、新しい市民体育館の基礎資料としたい。

今後のスケジュールについて、市民体育館基本設計についての審議会は令和９年度からの開催を予定しており、令和９、１０年度において、基本設計と詳細設計を実施しながら審議会を行い、今後も審議会から挙げた意見を基本設計と詳細設計に反映したいと考える。令和１０年度の詳細設計後、建築費用が算出され、令和１１年度に予算要求、令和１２年度と１３年度の２ヵ年をかけて新しい市民体育館建築を実施、その後、令和１４年度からは供用開始の予定。

（薄委員）

実施可能競技は記載のあるバドミントン、バスケットボール、バレーのみなのか。

（事務局）

他の競技も実施可能。

（薄委員）

バレー等の支柱が必要な競技は、床金具が必要となるためあらかじめ検討しないと後ほど床金具を設置することは難しい。駐車場への進入口はどこか。

（事務局）

玄界高等学校正門入口前の道路を挟んだ入口。

（薄委員）

屋根付きのベンチは撤去されるのか。

（事務局）

進入路に支障があれば移設もしくは撤去されると想定される。

（薄委員）

テニスコート傍の駐車場は残るのか。

（事務局）

残る予定である。

（薄委員）

車両進入路は危険を伴うため、車両動線が明確にすることが良いと考える。また、例えば、幼稚園や保育園の運動会を室内で行うことが非常に増えて、クロスパルコが会場として利用するが、そのような使用が可能なのかもしくは一般利用が優先なのか。

（事務局）

現状の市民体育館は主に社会体育団体の日常練習の場所とし利用されており、市民体育館の機能を維持したまま新築移転となることから、同様の利用形態を考えている。

（薄委員）

利用形態について十分な周知や案内が必要である。

【事務局による概要説明】

（令和7年度部活動地域展開専門部会の会議報告）

専門部会は地域クラブの仕組みづくりについて大きく3つの視点から検討を進めた。

1点目は活動場所などの環境面で、地域クラブ活動は、学校施設の活用を基本としつつ、公園施設や社会体育施設の活用について検討した。また、施設の開放時間や利用区分の在り方、送迎に伴う安全面の課題など、実際の運用を見据えた具体的な論点について議論を重ねている。

2つ目は指導体制です。地域人材の確保を前提としつつ、教職員の兼職兼業の在り方や既存の外部指導者の活用について検討、特に指導者の確保が最も大きな課題であるとの認識のもと、報酬や役割分担、継続的に関わるための仕組みづくり等について議論した。

3つ目は受益者負担の考え方を共通しながら、会費や使用料の在り方、保護者負担の増加への懸念、さらには経済的な事情に配慮した支援の必要性について検討を行した。併せて、これらを支える仕組みとして、地域クラブの認定基準や遵守事項について整理を進め、地域クラブとしての一定の質を確保しつつ、持続可能な運営ができる制度設計について議論を行っており、委員から挙げた意見についても3つの視点ごとに整理した。

まず、環境面について、学校施設に加え公園や社会体育施設の活用、必要性について意見をいただき、施設の開放時間と生徒の下校時間の関係、保護者送迎による交通渋滞や安全面の確認など、実際に運用を見据えた課題が挙げられた。また、既存の社会体育団体の利用調整や活動場所の確保が前提条件などの意見が挙げた。

次に、指導体制について、指導者の確保が最大の課題であることが共有されており、時間的負担や専門性の確保、適切な方針の設定が必要であることが意見として挙げた。また、指導者が1人で地域クラブを立ち上げることは難しいため、相談窓口やコーディネーターの配置など、地域クラブ立ち上げや運営を支援する体制の必要性について意見が挙げた。さらに、教職員の関わり方やトラブル発生時の対応について、地域クラブと学校がどのように連携していくかといった点についても課題として挙げられた。

最後に、地域展開に伴い保護者負担が増加することへの懸念や会費の設定が地域クラブの運営に与える影響について意見が挙げた。特に適切な報酬が確保されなければ指導者が集まりにくいと、会費を抑えなければ参加しづらくなるという課題が指摘されており、慎重に検討すべきとの認識が共有されてい

る。併せて地域クラブの認定基準については一定の質を確保する必要がある一方で、表現が厳しすぎると担い手が集まらないため、段階的な運用や柔軟な対応が必要であるという意見が多く挙がった。これらを踏まえ、全体としては無理のない形で段階的に進めていくこと、また現場の実情に応じた柔軟な制度設計が必要であるとの方向性が共有された。

５回に渡る専門部会での議論を通じて、部活動の地域展開に向けた基本的な考え方や課題が整理されている一方で、具体的な地域クラブの立ち上げ運営については引き続き検討が必要な段階にある。

【審議】

（薄委員）

指導者はどの程度、集めれているのか。また、地域クラブと社会体育団体との調整はどう考えているのか。おそらくスポーツ施設の取り合いが課題となる。以前に地域クラブの活動時間は夕方６時からでも良いという話を聞いて、そうならば一気にその時間帯に集中してしまい、課題がより一層大きくなるのでは。

（事務局）

指導者を募っている段階ではないが、まずは市職員にスポーツ経験豊富な職員が多いと考えるため、まずは市職員から募ってはどうかということで検討した。まだ募集をかけておらず、今は地域クラブ立ち上げのための地域クラブ認定要綱を作成している。

地域クラブと社会体育団体との調整について、屋内施設と屋外施設を比較すると利用頻度が異なり、屋外施設については地域クラブを優先にしても問題ないと考える。しかし屋内施設は公平性という問題がどうしても発生するため解決には至ってはいない。

（薄委員）

令和１０年度には地域展開が完了すると決まっており、時期を定めて決めていかないと直前になってこのスポーツができなくなるとか、そのようなことが起こってしまうと考える。地域展開をしても子どもたちのスポーツをする機会を残したいという思いは委員全てが同じではないか。いつまでにというゴールを決めて議論がしたい。また、中体連は中学校部活の子どもが参加しているが地域クラブの子たちも大会に参加できる、クラブチームが参加すると毎日のように練習をしてる子どもがその大会に参加して、圧倒的に勝ってしまう。そ

れが大きな問題になってて、その分、競技によっては例えばクラブチームは参加できないが、地域クラブとして登録があるという状態にある。中体連大会と地域展開された地域クラブの関連はどうなっているのか。

（事務局）

そのような相談も受けており、中体連組織に国から要望が出されてるという情報もある。現状どのような解決があるかは答えることはできないが、国としてそのような課題に取り組まれると考える。

（吉村委員）

中体連は地域クラブやクラブスクールが参加できる仕組みになっていないため、中体連で認められた団体しか参加できない。今後は地域クラブが参加できると考えており、おそらく地域クラブに限定されていくのではないかな。なぜかという認定要綱に記載がある第三条、国が示したガイドラインに関わるが、学校が担ってきた教育活動を継承するものになる。中体連から発信されていないため不明確だが、多くの自治体が申し合わせ事項のようなかたちで、地域クラブとして認定されたというような文言が入ってくる可能性もある。

（薄委員）

中体連は何を基準に大会に参加できる地域クラブを認定するのか。

（吉村委員）

地域クラブは中体連が認めるものでなく、古賀市の場合、古賀市が定めた認定基準に基づく認定を受けた地域クラブ、というような条件が付されることとなると考える。古賀市の認定要綱第3条の要件に合っている地域クラブがおそらく中体連大会に参加する。しかし一概に認定された地域クラブだけが中体連大会に参加できると言えない状況。

（中野会長）

中体連は競技協会ごとにそのような判断をするのか。陸上に限って言えばクラブは必ず大会において審判をするルールになっており、それに苦慮するチームが多く、参加するには仕方ないことかなと考えているが、審判まですると1日拘束される。そのような問題もこれから出てくる。

（吉村委員）

中体連に関しては詳細には不明だが、中体連は今後、実施要項を発信する
と考える。今の段階であれば、出場資格に部活動として学校が認めているもの。
地域クラブもおそらく大会に出場できる。ただクラブチームは中体連の大会に
参加はできない考える。

運営について、大会は学校教員が審判も含めて運営しており、地域クラブが
参加するのであれば大会に人を派遣するのは当然ではないが、一緒に運営する
のは必須になるのでは。ただ、全国の中体連において種目が減少しており、今
後、競技団体が大会を運営していくことになるのかはまだ不明。

（中野委員）

スポーツ協会で部活に関する部会を設けており、スポーツ協会として大き
な目線で青少年のスポーツをどう振興していくのか議論している。教員が多忙
で部活に就けない実態、部活を地域で支えないといけないことも理解している。
我々、地域が子どもたちにどういうスポーツを体験させるのか、スポーツで何
を学んでもらうのかという対極的な目線で話し合わない限り、ただ部活をどう
するかという問題だけにならないよう議論している。

（本多会長）

地域移行から地域展開という表現に変わったのはまさしくその視点である。
運動やスポーツに対して地域で支え、その地域の中に学校があるという考え方。
しかし残念ながら最強のチームをつくって大会に参加しようとか、結果として
クラブチームが圧倒的に強くなってしまう。あまり良くない例もあるが、その
ような視点で少しずつ少しずつ地域展開する議論が重要と考える。

（末永委員）

部活動地域展開は少子化に伴い、1つの中学校で部活動を運営することが
困難なため、他の部活動とも合体しながら運営する学校も増えてきて、それで
も賄いきれないから地域クラブを立ち上げるという認識である。学校職員の働
き方改革を含めて部活動地域展開をすすめていると考えるが、部活動地域展開
を進めるための古賀市の素案があれば、そこから議論が発展すると考える。

【事務局による概要説明】

（古賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱について）

要綱の第1条では、国が示したガイドラインに基づき地域クラブの認定を行うことを示しており、第3条では認定の対象となる地域クラブの活動については学校活動が担ってきた教育的意義を継承し、生徒が地域で希望する活動に参加できる環境を整えることを前提としている。適切な活動時間や適正な参加費、指導体制や安全管理体制の確保、適切な運営体制の整備、学校との連携などを認定要件とした。

第4条、第5条の認定の手続きおよび決定について、地域クラブ活動団体の代表者から申請書等を提出いただき、教育委員会において書類審査、必要に応じてヒアリングや現地確認を行い、要件を満たしているかを確認した上で、認定の可否を決定する。

第6条、認定の有効期間については、認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとし、第7条では申請内容に変更があった場合には届け出ることとしている。

第10条では、要件を満たさなくなった場合、地域クラブ活動を廃止する場合について定めている。

第11条では、教育委員会では定期的な報告やヒアリング、現地確認などにより活動状況を把握し、必要に応じて指導助言を行うこととしている。

第12条では生徒や保護者への情報提供、財政支援や学校地域の優先事業、地域クラブ活動に対する支援を行うことを定めた。最後の経過措置について、制度導入の初期段階であることから、令和8年度末までの間は指導体制や安全体制の一部の要件を満たさない場合でも、教育委員会が指導助言を行うことを前提に認定できる経過措置とした。地域クラブ活動団体に対して活動の質を担保しつつ、生徒が安心して地域のスポーツ活動、文化活動に参加できる環境づくりを進めたいと考えている。

（吉村委員）

古賀市の認定地域クラブ活動を推進していくのは生涯学習推進課になるのか。教育委員会という記載があるため、教育委員会が認定を進め活動を管理していくのか。

（事務局）

この要綱は文化部も対象であり、生涯学習推進課、文化課の両課ですすめるため教育委員会という表現とした。

（薄委員）

適切な活動時間や休養日は何か明確な基準はあるのか。適切な境界線が、誰も分からないのでは。参加費の設定についても可能な限りという記載であれば、地域クラブによって極端な差が生じるのでは。

（事務局）

国のガイドラインでは、活動時間は週 1 1 時間、休養日は週 2 日以上というように詳細に定められており、それに基づいている。参加費は具体的に示されていないが休日の参加費についてはおよそ月額 3, 0 0 0 円が目安。

（齋藤委員）

保護者にとっては負担が大きい。

（本多会長）

費用負担は柔軟に考えていかなければならない。ある自治体では保護者にアンケート調査を行い、月いくらまでなら負担するかという問いに対して最も多かったのが月 5, 0 0 0 円。だからといって 5, 0 0 0 円で良いということではない。その金額を支出することはとても大変な面があるため、家庭の状況に応じて調整し、半額や減免を設ける等これからも考えなければならない。

【事務局による概要説明】

（古賀市認定地域クラブ活動補助金交付要綱について）

地域クラブが安定して活動できるように、休日の活動費の一部について古賀市が補助金を交付するため要綱を定めている。部活動の地域展開をすすめ、生徒が安全安心にスポーツ生活文化活動が続けられる環境づくり、地域クラブの継続的な運営を支援するための補助金であるということを、第 1 条で示している。

第 2 条の補助対象者について、市が定める古賀市認定地域クラブ活動の認定要綱に基づいて、古賀市が認定した地域クラブ代表者としている。

第 3 条の補助対象事業について、補助の対象となる事業は認定地域クラブが休日に実施する活動としている。国の補助制度が休日のみの補助となっており、本市もそれに合わせた内容とした。

第 4 条の補助対象経費について、補助対象となる経費は地域クラブ活動を実施するために必要な人件費や消耗品などの需用費、備品購入費等を対象とする

予定である。

第5条の補助金額等について、別表2で定める補助単価と、休日の地域クラブ活動の実施に要した費用から、参加費などの収入を差し引いた額のいずれか少ない額となる。

（齋藤委員）

これは古賀市から支出されるのか。

（事務局）

国、県、市でそれぞれ3分の1ずつの支出となる。

（薄委員）

別表2の金額を上回った場合は適用されないのか。

（事務局）

休日にかかる経費と参加費を差し引いて残った額のいずれか少ない額となる。

（長崎委員）

基本的には認定地域クラブは中学校の部活が無くなるため、その受け皿として存在するという認識で良いのか。これまで部活動をしていた子どもたちが今後も同様に関われるような居場所という認識で良いか。

（事務局）

お見込みのとおり。

（村上委員）

指導者はこれから募るということだが、大会の場での指導者の暴言やハラスメント等、そのような不安がある。

（事務局）

地域クラブを立ち上げる際には、指導者向け研修の受講を1つの要件としている。研修については例えば先行自治体が行っている研修やオンライン研修、もしくは福岡県でそのような研修メニューがあれば活用する。